

番 号	31-5	受付年月日	平成31年2月22日
件 名	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	陳 情 者	日本労働組合総連合会福島県連合会 南会津地区連合会 議長 渡部英明
紹介議員		付託委員会	
<u>陳情全文</u>			
陳情書			
2019年2月22日			
只見町議会			
議長 齋藤邦夫 様			
住 所 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1			
氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会 南会津地区連合会 議長 渡部英明			
福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について			
<p>最低賃金制度により、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額が法律により保障されています。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。</p> <p>政府は、2013年の「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」で引き上げの意向を示し、2016年6月には「毎年年率3%程度を目途として引き上げ全国加重平均1000円を目指す」具体的金額を閣議決定しました。</p> <p>現在の福島県最低賃金は「時間額772円」ですが、政府の目標金額とは程遠く、また、全国でも31位の低位にあります。このような全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年齢人口流出の抑制に効果があることは明らかです。</p> <p>つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますよう、お願い致します。</p>			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福島県最低賃金は、政府の「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との決定に沿って、相応の引き上げを行うこと。</li> <li>2. 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。</li> <li>3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。</li> <li>4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。</li> </ol>			